

社援女発 0624 第 1 号
社援地発 0624 第 3 号
令和 6 年 6 月 24 日

〔各 都 道 府 県〕 女性支援担当（部）局長 殿
〔各 市 区 町 村〕 生活困窮者自立支援制度主管（部）局長 殿

厚生労働省社会・援護局
総務課女性支援室長
地 域 福 祉 課 長
（ 公 印 省 略 ）

困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について

昨今、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している。こうした状況を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）における婦人保護事業に関する規定が削除され、従前の婦人保護事業においては不十分であった女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等を基本理念に据え、様々な困難に直面する女性への支援について必要な事項を規定した新たな法律である、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。以下「新法」という。）が施行された。また、同月 24 日には、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることを目的とした、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。

困難な問題を抱える女性の中には、生活困窮状態にある方もいるため、こうした女性へ必要な支援を届けるには、女性支援施策と生活困窮者自立支援施策の連携が必要である。そこで、両施策の連携を進めるための具体的な方策等について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めるとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨、申し添える。

記

1 連携に当たっての基本的な考え方

(1) 「困難な問題を抱える女性」の定義

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）である（新法第 2 条）。したがって、現に問題を

抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。

性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援に当たっての基本姿勢

新法の目的は、困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することとされている（新法第1条）。この趣旨に鑑み、困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、当事者の人権の尊重や擁護といった「当事者中心」の視点に立ち、一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うよう取り組んでいただきたい。

(3) 連携の重要性

困難な問題を抱える女性は、自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多い。こうした複合化・複雑化した問題の解決には、それぞれの問題に関わる多様な関係機関との連携が重要である。そのため、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たって、新法に基づく女性支援機関と、福祉事務所、児童相談所、職業紹介機関その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととされている（新法第6条）。生活困窮者自立支援制度の関係機関は、この「その他の関係機関」に含まれるものであることから、女性支援及び生活困窮者支援に携わる部局・機関におかれては、下記2も参考に連携を深めていただきたい。

また、生活困窮者自立支援制度においても、生活困窮者（※）を早期に必要な支援につなげるため、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局については、生活困窮者を把握した場合に当該者に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うことが努力義務とされている（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第8条第2項）。女性支援担当部局は、「関係部局」に該当するものであることから、困難な問題を抱える女性への支援のなかで生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援機関の情報を提供するなど、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を行うよう努めていただきたい。

※ 生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 具体的な連携の在り方

女性支援施策と生活困窮者自立支援施策の連携に当たっては、例えば以下の方策が考えられることから、各地方公共団体の女性支援担当部局及び生活困窮者自立支援制度所管部局におかれては、これらも参考にしながら、両部局の連携推進に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 庁内における日常的な連携

女性支援施策と生活困窮者自立支援制度に対する担当部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、日常的な連携体制を確保することが望ましい。そのための方法としては、例えば、情報共有の機会や連絡調整担当の設定、双方の制度を理解するための合同研修の実施、相談窓口に双方の制度のリーフレット等の設置を行うことなどが考えられる。

(2) 自立相談支援機関と女性支援機関との連携

① 女性相談支援員（旧名：婦人相談員）

女性相談支援員は、地方公共団体において、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員である。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされている（新法第11条）。

「女性相談支援員 相談・支援指針」において、女性相談支援員が困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっての連携先の1つとして、自立相談支援機関が明記されていることから、自立相談支援機関におかれては、担当地域を所管する女性相談支援員の配置先（福祉事務所等）や連携時の連絡先等をあらかじめ把握するとともに、連携の依頼があった場合には適切な対応をお願いする。また、自立相談支援機関における相談の中で、一時保護や女性自立支援施設の利用の検討を含め、新法における支援が必要な女性を把握した場合には、まずは積極的に女性相談支援員との連携を検討されたい。

② 女性相談支援センター（旧名：婦人相談所）

女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性を支援するため、相談に応じ、一時保護や自立に向けた情報提供・助言、医学・心理学的な援助等の実施、関係機関との連絡調整等を行うこととされており、都道府県に設置義務があるほか、指定都市が設置することができる（新法第9条）。

「女性相談支援センターガイドライン」において、女性相談支援センターにおける困難な問題を抱える女性の自立支援に当たっての連携先の1つとして自立相談支援機関が明記されていることから、自立相談支援機関におかれては、担当地域を所管する女性相談支援センターの所在や連携時の連絡先等をあらかじめ把握するとともに、

連携の依頼があった場合には適切な対応をお願いする。また、自立相談支援機関における相談の中で、特に一時保護等の緊急的な対応や、速やかに女性自立支援施設への入所を要するような女性等を把握した場合には、積極的に女性相談支援センターとの連携を検討されたい。

③ 女性自立支援施設（旧名：婦人保護施設）

女性自立支援施設は、様々な課題を抱えて他に居場所を見つけることが困難であるような者を含め、困難な問題を抱える女性が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするための施設であり、都道府県が設置することができるものとされている（新法第12条）。

「女性自立支援施設運営指針」において、女性自立支援施設が入所者の支援を行うに際して、自立相談支援機関を含む関係機関との日常的な連携の機会の確保や協働した支援を行うことが明記されていることから、自立相談支援機関におかれては、担当都道府県内にある女性自立支援施設をあらかじめ把握するとともに、女性自立支援施設から施設利用者の生活困窮者自立支援制度の利用に関する相談や退所後の支援に向けた相談の依頼があった場合には適切な対応をお願いする。なお、他都道府県の施設の利用者が退所後に管轄区域内に居住することを予定している場合は、当該他都道府県の施設と連携することも考えられることに御留意いただきたい。また、生活困窮者自立支援制度の利用者において女性自立支援施設の利用が適切と考えられるケースがある場合には、市町村の女性相談支援員や女性相談支援センターとの連携を検討されたい。

（3）会議体等を通じた連携

① 新法に基づく支援調整会議への生活困窮者自立支援制度所管部局・自立相談支援機関等の参画

地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関わる関係者が情報共有等を行う支援調整会議を組織するよう努めるものとされている（新法第15条）ところ、支援調整会議の対象となるケースには、生活困窮の課題を抱える方が含まれることが考えられる。こうしたケースを扱う場合には、女性支援担当部局において、必要に応じて生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等に対して支援調整会議への参画を依頼するとともに、生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等におかれては、参画依頼があった場合には、積極的に参画するようお願いする。

② 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議や支援会議（※）への女性支援関係機関の参画

生活困窮者自立支援制度においては、個別の支援プランの適切性を協議し、各機関の役割の明確化等を行うための支援調整会議が開催されている。また、関係機関が参加し、まだ支援につながっていない者も含む生活困窮者に関する情報共有や、地域課

題の解決に向けた体制の整備についての検討を行う場として、都道府県等は支援会議を設置できることとされている（生活困窮者自立支援法第9条第1項）。

生活困窮者の中には、女性特有の課題を持つ方もいると考えられるため、女性支援に関する専門的な知見やノウハウを支援に取り入れたり、女性支援の中で把握した支援につながっていない生活困窮者の情報を円滑に共有したりすることができるよう、生活困窮者自立支援制度所管部局や自立相談支援機関等におかれては、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の支援調整会議や支援会議への女性支援関係機関の参画を依頼するとともに、女性支援関係機関におかれては、参画依頼があった場合には、積極的に参画するようお願いする。

（※）改正法の施行（令和7年4月1日）後は、支援会議の設置は福祉事務所設置自治体の努力義務となる。

3 留意事項

支援対象者を他の関係機関につなぐ場合や、他の関係機関とともに支援する場合などにおいて、本人の状況や希望、それらを踏まえて必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、原則として本人の同意を得る必要がある。個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に則った対応が必要であることに留意すること。

（参考）個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_koutekibumon_guidelines.pdf

（別添1）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

（別添2）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の公布について（事務連絡）

（別添3）生活困窮者自立支援制度の概要

（参考）令和6年3月18日付け厚生労働省社会・援護局長通知「女性支援事業の実施について」の別添1「女性相談支援センターガイドライン」、別添3「女性相談支援員相談・支援指針」、別添4「女性自立支援施設運営指針」も参照すること。